



# 公立学校共済組合

Japan Mutual Aid Association of Public School Teachers

(令和8年4月版)



## 日本の教育を 縁の下で支える

### 組合員の皆様の安心を守りたいという思いを原動力に、 変化に応え続ける組織へ

当組合は、教職員の皆様とご家族の生活の安定と福祉の向上を使命として、健康保険・年金をはじめとする法定事業と、ウェルビーイングの向上を目指す福祉事業を軸に、各種事業を推進しています。

近年、物価動向や制度改正、働く環境の変化など、私たちを取り巻く社会環境は絶えず変化しています。とりわけ教育現場では、教職員の精神疾患による休職者の高止まりが続いており、教育現場のみならず、当組合にとっても喫緊かつ重要な課題であると受け止めています。

こうした状況を踏まえ、当組合では、全国の直営病院に設置したメンタルヘルス対策総合センターを中心に、心理専門職の増員や関係機関との連携を進めるなど、メンタルヘルス対策の一層の充実に取り組んでいます。また、健診データ等を活用した健康課題の把握や、各種手続きのデジタル化への対応を通じて、組合員の皆様一人ひとりに寄り添った事業の実現を目指しています。

今後も、在職中はもとより退職後においても、組合員とご家族が安心して生活できるよう、これまで培ってきた正確性と安定性に、柔軟さとスピード感を重ね合わせ、変化に的確に応え続ける組織として、事業運営に万全を期してまいります。



公立学校共済組合

理事長 丸山 洋司

# Mission

安定感と柔軟性を備えた組織として、**組合員とその被扶養者、年金受給者の皆さまのニーズに合ったサービスを提供し**、公教育を支え、子供たちの未来に貢献！

わたしたちは、組合員とその被扶養者、年金受給者  
約**300万人**の**くらしと未来を守ります**

全国の公立学校の教職員等の皆さまを組合員として、「給付事業（短期給付事業・長期給付事業）」と「福祉事業」を行っています。



（※）令和6年度末時点



## 公立学校共済組合

給付事業

短期給付事業

（民間企業の健康保険に相当）

長期給付事業

（年金制度）

福祉事業

保健事業

医療事業

宿泊事業

貸付事業

当共済組合が実施する各事業は、組合員の皆さまが負担する「掛金（保険料）」と、使用者である地方公共団体等が負担する「負担金」により運営されています。

# 短期給付事業

民間企業の健康保険に相当する制度で、法定事業として実施しています。

短期給付の種類は次のとおりです。

## ① 保健給付

組合員やその被扶養者の病気・けが・出産・死亡等について給付されるもので、病気やけがに対して行われる医療給付がその中心です。

## ② 休業等給付

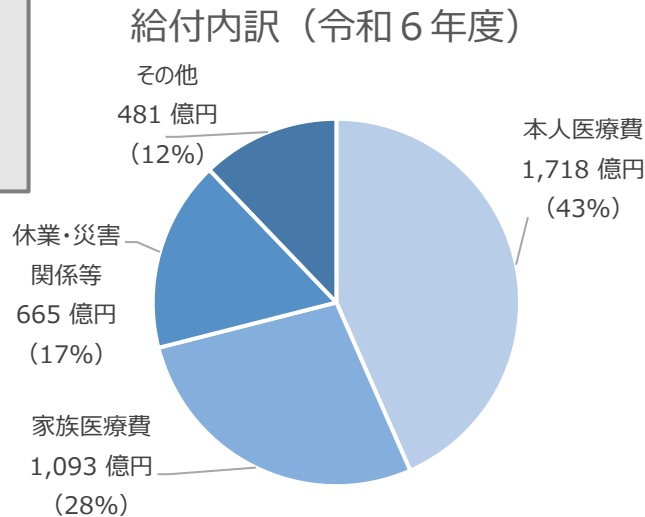
組合員が、病気・けが等により欠勤もしくは休業した場合に、所得の喪失または減少を補填するために行われる給付です。

## ③ 災害給付

組合員やその被扶養者の不慮の災害による死亡や住居・家財の損失に対する弔意または見舞いとして行われる給付です。

①～③に準ずる給付として、附加給付や一部負担金の払い戻しを行っています。

給付件数 3,000万件  
給付総額 3,958億円  
(令和6年度)



# 長期給付事業

組合員が加入している公的年金（国民年金を除く）の決定・支給を、法定事業として実施しています。

組合員とその遺族の皆さまに、年金や一時金を支給しています。

## ① 老齢給付

組合員の退職後の所得保障のために、一定年齢に達すると支給される年金給付です。

## ② 障害給付

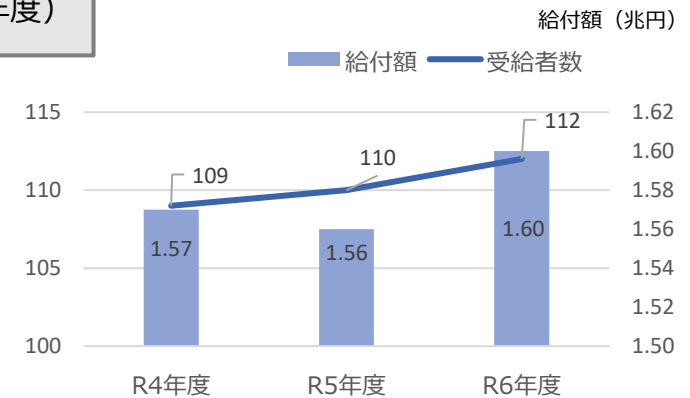
組合員が病気またはけがにより一定程度以上の障害状態になった場合に支給される年金給付です。

## ③ 遺族給付

組合員または元組合員が死亡した場合に、遺族の生活の保障をするために支給される年金給付です。

年金受給者数 120万人  
給付総額 1兆3,860億円  
(令和6年度)

## 受給者数と給付額の推移



# 福祉事業

組合員とそのご家族の皆さまが心身ともに健やかに過ごせるよう福祉を増進に資するため、福祉事業では、「保健事業」、「貸付事業」、「宿泊事業」、「医療事業」の4事業を行っています。

短期給付事業と長期給付事業が法定事業であるのに対し、福祉事業は、医療保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導の実施を除き、組合の自主的な運営が認められている事業です。

## 1 保健事業

組合員とその被扶養者の皆さまの心と健康づくりのための事業（人間ドック、メンタルヘルス相談等）を行っています。

### ① 健康管理事業

生活習慣病の発症・重症化予防、がんの早期発見・早期治療およびメンタルヘルス対策を柱とした、各事業を実施しています。

#### ○特定健診等事業

40歳以上75歳未満の組合員とその被扶養者の皆さまを対象とした特定健康診査・特定保健指導

#### ○健診事業

人間ドックや器官別検診

#### ○健康づくり事業

心身の健康づくり・体力づくりのための健康教育や健康相談等

### ② 一般事業

宿泊施設の利用補助、各種スポーツ大会の支援、教養・文化行事の開催、へき地組合員を対象とした事業等を行っています。

### ③ メンタルヘルス対策事業

令和6年度の教職員の精神疾患による病気休職者は7,087人となり、令和5年度（7,119人）から減少したものの2年連続で7,000人を超えました。（文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」より。）

当共済組合としても、組合員等のメンタルヘルス対策を重点取組事項と位置づけ、本部、支部、直営病院が相互に連携し、メンタルヘルス対策事業の質的・量的な充実に取り組んでいます。

#### 心の健康チェック事業

匿名、無料で何回でも受検できる「セルフチェック」と法定のストレスチェック制度に適合する「ストレスチェック」を運用。本部、支部、病院の共同事業。

受検者数 **399,600人** 利用団体数 **860団体**  
令和7年度実績

#### 健康相談事業

本部においては、全国の組合員とその被扶養者を対象にしたLINEやWeb、電話、面談を活用したメンタルヘルス相談や健康相談等を実施。一部の支部においては、自支部組合員等を対象にした事業を実施。

#### 直営病院から支部への講師派遣事業

直営病院の職員（医師、臨床心理士等）が講師となり、メンタルヘルス等に係る研修を対面、オンライン、オンデマンド形式にて実施。本部、支部、病院の共同事業。

- 直営病院及び近畿教職員ストレスケアクリニックでは、診療部門と職域部門が相互に連携し、教職員のメンタルヘルスを支援する様々な事業を実施しています。

診療部門：心療内科・精神科

職域部門：メンタルヘルスセンター

医師・公認心理師等のスタッフが両部門に所属し、部門間で連携してメンタルヘルス事業を実施

## 2 医療事業

全国7か所の直営病院(※)を運営しています。

直営病院は、昭和20年代、教職員の間にも蔓延した結核性疾患への対策として、昭和30年から39年にかけて、開設しました。

現在は、職域病院としてだけでなく、地域の基幹病院としての役割もっており、地域の皆さまにもご利用いただいています。

また、平成10年代以降、教職員の精神疾患による休職者の増加が社会問題となり、直営病院は、メンタルヘルス事業を実施する役割も担っています。



山形県山形市  
東北中央病院



東京都世田谷区  
関東中央病院



富山県小矢部市  
北陸中央病院



岐阜県各務原市  
東海中央病院



広島県福山市  
中国中央病院



愛媛県四国中央市  
四国中央病院



福岡県福岡市  
九州中央病院

(※)上記直営病院のほか、「近畿教職員ストレスケアクリニック」においてメンタルヘルス対策事業を実施しています。

## 3 宿泊事業

宿泊事業は、組合員とそのご家族のための宿泊、会議、研修、レクリエーション等のための施設を設置して福祉の向上と健康の増進を図ることを目的としています。昭和24年に最初の施設が開設されて以来、全国31か所の宿泊施設を幅広い世代の組合員の皆さまにご利用いただいています。

また、組合員および退職者向けのクレジットカード「公立共済メンバーズカード」を提供しています。

公立共済  
やすらぎの宿

▲詳しくはこちらから

▲紹介動画はこちら

公立共済メンバーズカード

▲詳しくはこちらから

## 4 貸付事業

組合員の皆さまを資金面でサポートするための貸付事業を行っています。

貸付事業は、昭和25年から開始しており、目的に応じたさまざまな種類の貸付けをご用意しています。

以下は主な貸付けです。

### 一般貸付

車の購入、家電家具の購入、引っ越し、介護施設の一時金の支払いなどさまざまな臨時の支出に利用できます。



### 住宅貸付

住宅の新築、リフォーム、賃貸住宅の敷金礼金の支払いなどに利用できます。



### 教育貸付

進学に伴う入学金、1年分の授業料、入学に伴う引っ越し費用の支払い、必須教材の購入などに利用できます。



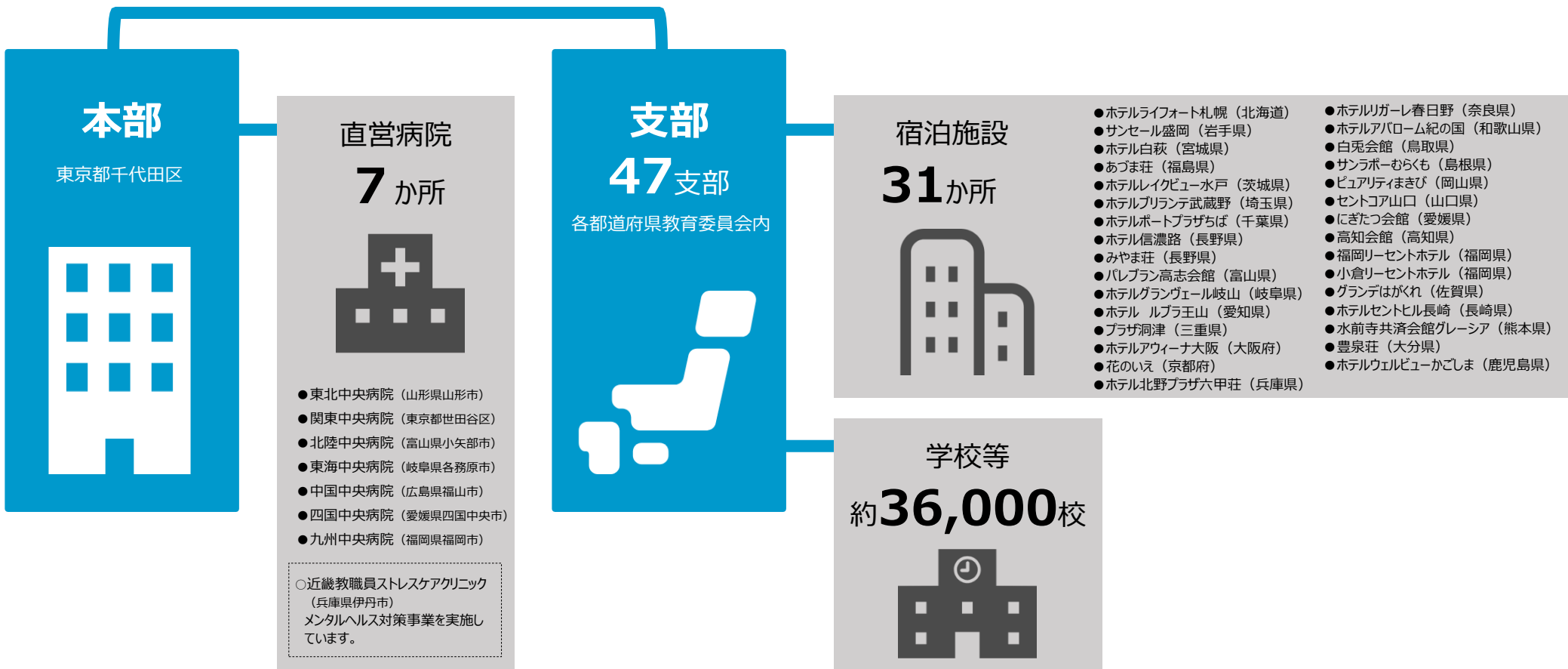
### 災害貸付

非常災害を受けたときに必要な支払いに利用できます。



# 組織概要

- 理事長：丸山 洋司
- 設立：1962年（昭和37年12月1日）
- 監督官庁：文部科学省



# 沿革

前身は、旧勅令に基づいて昭和16年2月1日に設立された内務職員共済組合と、同日に設立された教職員共済組合で、戦後この2つの共済組合が旧国家公務員共済組合法によって統合され、昭和23年7月1日に公立学校共済組合が誕生しました。

その後、昭和37年12月1日に施行された「地方公務員等共済組合法」に基づき、医療、年金および福祉事業を総合的に行う共済組合として、現在の「公立学校共済組合」が発足しました。